

求職活動等におけるハラスメント防止の取り組みについて

◆基本方針

ダイハツ工業株式会社は、「ダイハツグループ人権方針」に基づき、すべてのステークホルダーの人権および多様性を尊重する取り組みを推進しています。

当社は、求職活動等において、人種、国籍、民族、信条、宗教、社会的身分、門地、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無等を理由とした差別を禁止し、公正な採用活動を行っています。

また、求職活動等においては、求職者等（インターンシップ参加者を含む）一人ひとりの人権および多様性を尊重し、求職活動等におけるハラスメントを一切禁止し、社内規定に基づき、厳正に対処します。求職活動等におけるハラスメントとは、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他ハラスメントにより、求職活動環境を阻害し、能力の発揮に重大な悪影響を及ぼすなど、求職活動等を行う上で看過できない支障を生じさせる行為をいいます。

◆具体的な取り組み

当社は、求職者等と当社の従業員との接点においてハラスメントが発生しないよう、以下の取り組みを定めています。

<従業員教育>

1. 従業員に対して、求職者等の一人ひとりの人権および多様性の尊重とハラスメント行為の禁止を徹底します。
2. 面接官および採用活動に関わる従業員に対して、＜採用活動のルール＞の周知を継続的に行います。

<採用活動のルール>

1. 求職者等との連絡は、会社が認めた採用関連システムや会社メール等を使用し、SNS および私用端末の使用は禁止します。
2. 求職者等と面会する際は、会社施設、大学構内等のオープンスペースなど、周囲から視認できる環境で実施します。
3. 企業説明会、学校訪問、インターンシップ等の際に懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮します。
4. 飲食について、飲酒を伴う接触および求職者等との飲酒を伴う個別の会食は禁止します。

◆求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口

求職活動等の際し、当社の従業員によるハラスメント行為を受けた場合、見聞きした場合、または現実には発生していなくてもそのおそれがある場合は、以下の相談窓口までご相談ください。相談窓口では、安心して通報・相談いただけるよう、プライバシー保護のための必要な措置を講じています。また、通報・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止しており、相談窓口への通報・相談が選考や合否結果に影響することは一切ございません。

<ダイハツ工業株式会社 求職者向け相談窓口> dmc.recruit_speakup@dk.daihatsu.co.jp

以上

制定：2026 年 9 月